

## 令和3年第8回伊賀市教育委員会 議事日程

令和3年7月19日 10:00～  
伊賀市役所 4階 会議室406

・開会宣言（開会あいさつ）

日程第1 議事録署名委員の指定について

日程第2 令和3年第7回伊賀市教育委員会議事録の確認について

日程第3 議案第42号 伊賀市立学校財務事務取扱規程の一部改正について

日程第4 議案第43号 伊賀市放課後子どもプラン施策検討委員会委員の委嘱及び  
任命について

議案第44号 伊賀市青少年センター運営委員会委員の委嘱に係る専決処  
分の承認について

議案第45号 伊賀市公民館運営審議会委員の委嘱に係る専決処分の承認  
について

日程第5 報告説明事項

① 8月生涯学習関係主要事業

② 企画展示「崇広堂 学びの記録」の開催について

③ その他

議案第42号

伊賀市立学校財務事務取扱規程の一部改正について

伊賀市立学校財務事務取扱規程（平成16年伊賀市教育委員会訓令第2号）の一部改正について、下記のとおり検討を求める。

令和3年7月19日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

- 1 改正理由 学校配当予算の執行に係る契約事務の中で、物品購入についての記載を伊賀市会計規則に合わせるため、所要の改正を行おうとする。
- 2 改正内容 別紙のとおり
- 3 施行期日 令和3年7月19日

伊賀市立学校財務事務取扱規程の一部を改正する訓令  
伊賀市立学校財務事務取扱規程（平成16年伊賀市教育委員会訓令第2号）の一部  
を次のように改正する。

第6条第5項中「5万円以上」を「10万円以上」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年7月19日から施行する。

議案第 43 号

伊賀市放課後子どもプラン施策検討委員会委員の委嘱及び任命について

伊賀市放課後子どもプラン施策検討委員会条例（平成 19 年伊賀市条例第 49 号）第 3 条の規定に基づき、下記のとおり承認を求める。

令和 3 年 7 月 19 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

- 1 提案理由 放課後子どもプラン施策検討委員会委員の任期満了による
- 2 委嘱委員 別紙のとおり【詳細資料省略】
- 3 委嘱期間 令和 3 年 8 月 1 日から令和 5 年 7 月 31 日まで

## 議案第 44 号

伊賀市青少年センター運営委員会委員の委嘱に係る専決処分の承認について

伊賀市青少年センター条例（平成 16 年伊賀市条例第 252 号）第 4 条の規定に基づく委員の委嘱について、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき承認を求める。

令和 3 年 7 月 19 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

### 記

- 1 提案理由 伊賀市青少年センター運営委員会委員の任期満了に伴う委員の委嘱にあたり、追加で選出報告をいただいた団体からの委員委嘱について専決処分を行ったことに対する承認を求めようとする。
- 2 委嘱委員 甲斐 征之（伊賀市 PTA 連合会）【詳細資料省略】
- 3 委嘱期間 令和 3 年 6 月 1 日から令和 5 年 5 月 31 日まで

議案第 45 号

伊賀市公民館運営審議会委員の委嘱に係る専決処分の承認について

伊賀市公民館運営審議会委員の委嘱に係る専決処分について、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき承認を求める。

令和 3 年 7 月 19 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

- 1 専決処分理由 伊賀市公民館運営審議会委員の任期満了に伴う委員の委嘱にあたり、追加で選出報告のあった団体の委員委嘱について専決処分を行ったことに対する承認を求めようとする。
- 2 委嘱委員 甲斐 征之（伊賀市 PTA 連合会）【詳細資料省略】
- 3 委嘱期間 令和 3 年 7 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日まで

## 令和3年第8回伊賀市教育委員会定例会議事録

1. 開催日時 : 2021年(令和3年)7月19日(月曜日) 10時00分
  2. 開催場所 : 伊賀市役所 4階 会議室406
  3. 出席者 : 谷口教育長、内藤委員、谷本委員、中委員、野口委員、月井事務局長、中岡社会教育推進監(生涯学習課長兼中央公民館長兼上野公民館長兼島ヶ原公民館長)、東教育総務課長、二井学校教育課長、笠井文化財課長、比叺いがっこ給食センター夢所長、奥井いがっこ給食センター元気所長(兼大山田給食センター所長)、中原いがまち公民館長(兼上野図書館いがまち分館長)、福谷阿山公民館長(兼上野図書館阿山分館長)、円界大山田公民館長(兼上野図書館大山田分館長)、垣内青山公民館長(兼上野図書館青山分館長)、小林上野図書館長
  4. 傍聴人 : 1名
  5. 協議事項 : 議案第42号 伊賀市立学校財務事務取扱規程の一部改正について  
議案第43号 伊賀市放課後子どもプラン施策検討委員会委員の委嘱及び任命について  
議案第44号 伊賀市青少年センター運営委員会委員の委嘱に係る専決処分の承認について  
議案第45号 伊賀市公民館運営審議会委員の委嘱に係る専決処分の承認について
  6. 報告説明事項 : ① 8月生涯学習関係主要事業  
② 企画展示「崇広堂 学びの記録」の開催について  
③ その他
- 閉会 : 10時40分 署名委員 野口委員

教育長

時間になりましたので、令和3年第8回の伊賀市教育委員会定例会を始めさせていただきます。

オリンピックの開会まであと4日となりました。ニュースを見ると、オリンピックの話と、新型コロナの感染拡大の話が出ております。学校の方は7月19日、20日までということで、一学期が無事終わるかなと思っております。

本日は、委員全員が出席しており会議は成立しております。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございますが、このように取り扱うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長

ご異議なしと認めます。

よって、本日の議事日程については、お手元に配付のとおりといたします。

それでは、これより議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指定 野口委員

教育長

日程第2 令和3年第7回伊賀市教育委員会議事録の確認についてであります。事前送付いたしました議事録について、一部訂正などを求めたいといったことがございましたら、ご発言ください。

(なしの声)

教育長

それでは、議事録につきましては、このように取り扱うこととしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

教育長

議事録は、事前送付の内容のとおりにすることといたします。

教育長

それでは、協議事項に入ります。

日程第3 議案第42号 伊賀市立学校財務事務取扱規程の一部改正についてを議題といたします。

本議案につきまして、教育総務課長から説明をお願いします。

(教育総務課長説明)



教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。  
私の方から少し。これでいいと思うのですが、校長や事務への説明は終わっていますか。事務の方から出てきた話ですか。

教育総務課長 学校の方から指摘がありまして、本日お認めいただきましたが、学校で市の方に合わせてほしいということでございました。

教育長 市に合わせてほしいという話があったのですね。分かりました。

委員 資料についている市の会計規則は平成16年となっていて、このとき改訂されたのかと考えるが、そのときに学校の方が漏れたというか、変更されないままであったということか。その時点では5万でよかったが、今になると10万の方がよいということなのか。

教育長 そのことについて、本来は課長が回答するが、私から答えてよいか。学校の事務については、共同実施ということで何校かが集まって事務を進めているが、それまでは、各学校で事務をしていた。各学校でしていたときは、すべての決裁を学校長が行っていた。それが事務を共同実施するとなったときに、学校で決裁をして、共同実施へ持って行ってまた決裁をするということで二度手間になるので、5万円以下なら共同実施で（専決）できることとなりました。  
共同実施を行う中でも、学校でも確認したいという意向がそのころの学校長から聞かれていましたので、現在までは（2者から見積もりをとるということについても）5万円以上と定められていたかと思えます。しかし、市と合わせたいということが学校から希望として出てきたと。

課長、そういういきさつがあったということでもいいですか。

教育総務課長 そうです。契約事務をするのは学校事務職員であるという大前提がございますので、市の会計規則に合わせてという話が出てきております。

教育長 そのようなことで、一旦5万円としたが、やっているうちに市と合わせておいた方がわかりやすいということで、この提案となったということです。

委員 一旦5万としたが、やはり10万の方がいいと学校の方で考えられた

と認識していいですか。

教育長                   そうですね。そのあたりを学校長にもしっかりと説明をしておかなくてはいけないと思います。学校長への説明はいつされますか。

教育総務課長           事務の代表の方と調整します。

教育長                   学校長に説明をして理解を得ることになります。  
他にご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長                   ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。  
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長                   ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。  
議案第 42 号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長                   全員一致でございます。  
よって、議案第 42 号は、可決いたしました。

日程第 4 議案第 43 号 伊賀市放課後子どもプラン施策検討委員会委員の委嘱及び任命についてを議題といたします。  
本議案につきまして、生涯学習課長から説明をお願いします。

(生涯学習課長説明)

教育長                   ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

委員                    主な活動内容をおしえていただきたい。

生涯学習課長           放課後子ども教室が、伊賀市で 3 カ所実施されています。古山と玉滝、西柘植で、小学校が終わってから、週に 2～3 回地域の

方に教えていただきながら学んでいます。また、他にも実施したいとか、実施する必要があるなどということも協議していただいて、進捗状況なども見ていただく審議会です。

委員 希望者だけですか。

生涯学習課長 そうです。ご家庭の都合もありますので、希望を募って来ていただいています。

教育長 放課後児童クラブは健康福祉部ですが、こちらは主に学習を見ていくということですね。

生涯学習課長 地域学習ということで、積極的に活動していただいています。

教育長 他にご意見ございませんか。

(なしの声)

ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。  
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。  
議案第 43 号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。  
よって、議案第 43 号は、可決いたしました。

続いて議案第 44 号 伊賀市青少年センター運営委員会委員の委嘱に係る専決処分の承認についてを議題といたします。  
本議案につきまして、生涯学習課長から説明をお願いします。

(生涯学習課長説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長           ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。  
ご意見ございませんか。

ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。  
議案第 44 号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を  
求めます。

(委員の挙手)

教育長           全員一致でございます。  
議案第 44 号は、可決いたしました。  
続きまして、議案第 45 号 伊賀市公民館運営審議会委員の委嘱に  
係る専決処分の承認についてを議題といたします。  
本議案につきまして、生涯学習課長から説明をお願いします。

(生涯学習課長説明)

教育長           ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。  
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長           ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。  
議案第 45 号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を  
求めます。

(委員の挙手)

教育長           全員一致でございます。  
議案第 45 号は、可決いたしました。

委員 令和4年4月に公民館の在り方が変わると思いますが、この任期が令和5年6月30日というのは、このこととは関係なく続いていくということか。

生涯学習課長 地区公民館は廃止していくということですが、中央公民館は残していくことになりますので、任期は2年間としています。

教育長 日程第5 報告説明事項に移ります。

教育総務課長 事項①番 8月生涯学習関係主要事業

上野図書館長 事項②番 企画展示「崇広堂 学びの記録」の開催についての実施について

教育長 事項③番 「その他」の項ですが、何かございませんか。

委員 ギガスクールでタブレットが1人1台使えるようになっていますが、夏休みは学校に保管したままでしょうか。

学校教育課長 タブレット端末の活用については現在学校を中心に行っています。夏休みについても、今の状況では自宅に持ち帰って使っただく状況ではございません。使い方のガイドラインを設定することや、持ち帰ったときに懸念されるさまざまな課題があります。そのあたりを校長先生や教頭先生にもはいつていただいて実行委員会のようなもので、2学期に協議し、3学期ごろに持ち帰りができたらと思う。一番の課題は、ネット環境が整っていない家庭に対し、通信機器を貸し出す準備はしているが、保護者をお願いをしなくてはならない部分が出てくる。特に低学年がそれを持ち帰って設定をしてということは、なかなかできない。そのようなことも含めて現在ガイドラインを作り始めています。ご質問についての回答としては、夏休みは持ち帰らないということです。

委員 なぜこれを聞いたかという、夏休みのこの曜日、この時間と決めてやると、皆の顔が見られるなどできる。また学校へ行けない子たちも、オンラインで授業を見られるのではないかなど、さまざまなことを考える。不登校で学校の様子がわからない、週に1回先生は来てくれるがどんな授業がされているのかわからないという相談も受け、1時間だけでもオンラインでできればなどと思って聞かせてもらった。

学校教育課長 構想としては持っていて、ふれあい教室などでも、いわゆる不登校の子どもさんに対しても、朝の会をつなげあうとか、授業の一端をオンラインで行うとか、現在は検討段階で、子どもたちの事情もあり思うように進んでいないが、そこへ向かって行きたいと思っている。授業をすべてオンラインに載せると、他の子どもさんの様子も全部あげてしまうことになるので、個人情報のことなども課題となり、精査を必要とする。先生方の技量の研修なども進めたい。

委員 新しい未来に繋げてほしいなと思います。お願いします。

教育長 以上で、本日の教育委員会に付議されました案件は、全て議了いたしました。

事務局から連絡等ございましたら、お願いします。

連絡：次回教育委員会等の開催について

教育長 それでは、これをもちまして、第8回定例会は閉会といたします。議事協力どうもありがとうございました。

10時40分終了

以上会議の顛末を録し個々に署名する

教 育 長

教 育 委 員